

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.009

処 分 名	景観重要樹木の現状変更の許可
処 分 の 概 要	景観重要樹木として指定された樹木の伐採又は移植をするときは、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 31 条第 1 項 景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第 15 条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出
備 考	

■景観法

(現状変更の規制)

第三十一条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第二十二条第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

■景観法施行令

(許可を要しない景観重要樹木に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十五条 法第三十一条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる樹木の伐採

イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採

ロ 危険な樹木の伐採

二 法第三十三条第二項 の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為

三 管理協定に基づく行為

四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為